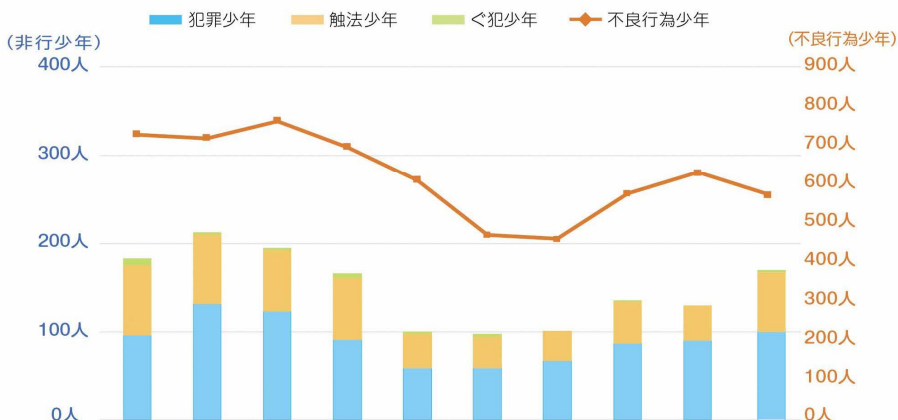


少年補導のあゆみ

非行少年・不良行為少年・再犯者率の推移



	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
非行少年	183	212	195	166	100	98	101	136	130	161
犯罪少年	97	132	124	92	60	60	68	88	91	103
触法少年	79	79	69	70	39	35	33	47	39	55
<犯少年	7	1	2	4	1	3	0	1	0	3
再犯者率(刑法犯)	30.6%	30.4%	25.9%	23.9%	24.5%	21.3%	23.1%	14.7%	23.5%	33.0%
不良行為少年	741	728	787	698	585	474	451	582	612	554

- ・非行少年は、前年と比べて31人増加(23.8%)しました。
- ・不良行為少年は、前年と比べて58人減少(-9.5%)しました。

◆ 語句の説明 ◆

少年	20歳未満の者
非行少年	犯罪少年、触法少年、<犯少年
犯罪少年	罪を犯した14歳以上の少年
触法少年	刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
<犯少年	性格又は環境から判断し、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
不良行為少年	飲酒、喫煙、深夜はいかいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年



非行少年の状況

区分別	学職		小学生	中学生	高校生	大学生	その他の学生	有職少年	無職少年	令和7年	令和6年
	刑	法									
刑	法		28	43	45	0	2	18	3	139	102
凶悪犯					1					1	5
粗暴犯			2	10	12			7		31	23
窃盗犯			23	20	25		1	8	2	79	44
知能犯				2					1	3	7
風俗犯				1	2					3	4
その他の刑法犯			3	10	5		1	3		22	19
特別法			1	7	5	0	0	3	3	19	28
軽犯罪法			1	1	1				1	4	11
迷惑防止条例				4	2					6	5
ストーカー規制法										0	1
青少年健全育成条例									2	2	2
児童買春・児童ポルノ禁止法				2	1					3	4
銃刀法								2		2	2
麻薬等取締法								1		1	0
廃棄物処理法					1					1	1
漁業法										0	1
不正アクセス禁止法										0	1
ぐ	犯		1	1	1	0	0	0	0	3	0
令和7年			30	51	51	0	2	21	6	161	
令和6年			27	35	32	6	3	16	11		130

- 学職別では「中学生」と「高校生」がそれぞれ51人(31.7%)で最も多く、次いで「小学生」が30人(18.6%)でした。
- 罪種別では「窃盗犯」が79人(49.1%)で最も多く、前年より35人増加しました。
- 非行の入口となる初発型非行(万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領)での補導が61人(37.9%)で、前年より26人増加しました。
- 男女別では、男子が120人(74.5%)で、女子が41人(25.5%)でした。

*カッコ内は非行少年全体に占める割合

インターネット利用に起因する犯罪やトラブルの増加

SNS等のインターネット上で提供される技術・サービスを悪用した犯罪が急増する中、子どもたちが、インターネットを介した犯罪の被害者にも加害者にもならないためには、子ども自身が適切な情報の選択や発信ができるよう情報モラルを習得し、危険を察知し回避する能力を身につけることが大切です。



SNS オンラインゲーム

オンラインゲームを含むSNSを起因とする性犯罪等の被害が高い水準で推移しています。また、オンラインゲームで知り合った者に誘い出され、特殊詐欺などの犯行に加担させられる事案も発生しており、仲間意識や信頼感にだまされないよう注意が必要です。

また、SNS上で、子どもによる暴力行為等の動画が投稿・拡散される事案が全国で発生しています。個人情報流出や誹謗中傷等の新たな人権侵害につながる行為であり、決して許されぬ行為です。



警察庁Webサイト

オンラインカジノ

日本国内では、オンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です。他の犯罪行為を助長する危険性もあり、実際に、少年が賭博をするために電子マネーを搾取る等の犯罪も発生しています。利用をすすめる紹介サイト等を含む有害サイトへの接続を制限する「フィルタリング」の対策も有効です。



警察庁Webサイト

性的ディープフェイク

生成AIサイトや画像加工アプリ等を使い、性的画像に加工して悪用する事案(性的ディープフェイク)が社会的な関心を集めています。子どもが加害者になる事案も多数発生しており、知人の画像を性的な画像に加工し、友人に共有したり、SNSで拡散するといった行為も報告されています。



警察庁Webサイト

不正アクセス

令和6年の警察庁の統計によると、不正アクセス禁止法違反事件の被疑者は、14歳から19歳が27.8%を占めており、少年が犯罪の実行者となるケースが増加しています。実際に、通信事業者のサーバにログインし、eSIMを入手した少年が逮捕された事案も発生しています。他人のIDやパスワードを使ってアクセスすることは犯罪です。

不良行為少年の状況

行為別	学職		高校生	大学生	その他 の学生	有職 少年	無職 少年	令和 7年	令和 6年
	小学生	中学生						令和 7年	令和 6年
飲 酒		2	15	3	6	8	2	36	43
喫 煙	2	22	74	6	6	84	17	211	216
薬 物 乱 用								0	0
粗 暴 行 為	3	5	5			4		17	19
刃 物 等 所 持		1	1					2	1
金 品 不 正 要 求								0	0
金 品 持 ち 出 し	4							4	6
性 的 いた ず ら	5	5	1					11	1
暴 走 行 為			4			4		8	0
家 出		4	1					5	15
無 断 外 泊		1	1					2	16
深 夜 は い か い	2	50	62	4	4	42	20	184	202
怠 学	2	5	3					10	11
不 健 全 性 的 行 為		2	2		1			5	7
不 良 交 友	1	2	7			1		11	36
不 健 全 娯 楽	2	13	2					17	12
そ の 他	8	11	9			1	2	31	27
令 和 7 年	29	123	187	13	17	144	41	554	
令 和 6 年	25	114	226	58	22	114	53		612

・学職別では「高校生」が187人(33.8%)で最も多く、次いで「有職少年」が144人(26.0%)、「中学生」が123人(22.2%)でした。

・行為別では「喫煙」が211人(38.1%)で最も多く、次いで「深夜はいかい」が184人(33.2%)、「飲酒」が36人(6.5%)でした。

・補導場所別では「路上」が226人(40.8%)で最も多く、次いで「コンビニ」が87人(15.7%)、「デパート・スーパー」が70人(12.6%)でした。

・男女別では、男子が453人(81.8%)で、女子が101人(18.2%)でした。

*カッコ内は不良行為少年全体に占める割合

福祉犯被害少年の状況

福 祉 犯 少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪

学職別	令和6年	令和7年
	未 就 学	0
小 学 生	1	0
中 学 生	9	4
高 校 生	13	11
そ の 他 の 学 生	0	0
有 職 少 年	1	2
無 職 少 年	1	0
合 計	25	18

法令別	令和6年	令和7年
	風 営 適 正 化 法	1
16歳未満者に対する面会要求等 性的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	0	1
性 的 姿 態 撮 影 等 処 罰 法	8	5
青 少 年 健 全 育 成 条 例	5	7
児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	6	4
20歳未満喫煙禁止法	4	1
労 働 基 準 法	1	0
合 計	25	18

・ SNSの利用に起因する福祉犯被害少年は4人で、前年より1人増加しました。

少年による大麻乱用の増加

全国的に、大麻事犯での少年の検挙が増加しています。少年は、大麻の違法性や有害性に関する認識が希薄なまま、安易な考えで大麻に手を出してしまう傾向が見られます。

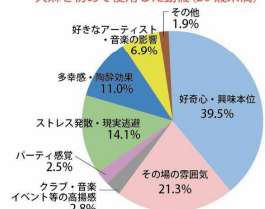
大麻を所持・使用することにより、自分自身や周囲にどのような影響を及ぼすことなのか考えることができるよう、大麻乱用の危険性や有害性に関する正しい知識を持つことが大切です。

持たない・使わない・断る

- ・大麻は所持も使用も犯罪 ▶ 「7年以下の拘禁刑」
- ・大麻の使用は有害 ▶ 「脳や心身へのダメージ」「依存性」
- ・親しい友人や先輩からの誘いであっても、きっぱりと断る
- ・家族や友人を巻き込み、将来に影響を及ぼす



大麻を初めて使用した動機(20歳未満)



警察庁「令和6年における組織犯罪の情勢」

少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、少年問題に関する専門職員である少年補導職員が中心となって、子どもたちを犯罪の被害者にも加害者にもさせないために、幅広い活動を行っています。



相談活動

継続的な
支援活動

街頭補導
活動

非行・被害
防止教室の
実施

非行防止教室



少年相談



少年警察ボランティアと
協働した活動を行っています



商業施設での広報活動



学習支援

健全育成活動



陶芸教室

警察では、青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、地域や関係機関、ボランティアと連携した活動を行っています。

長縄跳び大会



相談してみませんか？

悩みや困りごとを抱えている20歳未満の子どもや保護者の皆さんの相談に応じています。

非行や犯罪被害、家庭や学校での問題 など

ひとりで悩まず
相談してください



たとえば、こんなことで悩んでいませんか？

- ◆ 学校でいじめられている
- ◆ SNSでトラブルにあった
- ◆ 友達が万引きしているのを見かけた
- ◆ 家族から暴力を受けている
- ◆ 子どもが暴れて困っている
- ◆ 子どもがSNSで裸の写真を送ってしまった
- ◆ 子どもが家のお金を持ち出しているみたい
- ◆ 子どもがネットの知り合いに会おうとしている

20歳未満の少年少女に関する相談はこちら

少年サポートセンター

各少年サポートセンターの詳細は、島根県警察Webサイトよりご確認ください。

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
(土日祝・年末年始を除く)



ヤングテレホン／けいさつ・いじめ110番

なやむな トーフ
0120-7867-19

受付時間 平日 午前8時30分から午後5時15分
(受付時間以外は当直員の対応となります)

